

令和2年度上半期分長野県給与支給明細書広告掲載契約書（案）

長野県（以下「発注者」という。）と広告掲載者（以下「受注者」という。）は、発注者が長野県職員へ配信する長野県内部事務総合システム（以下「システム」という。）内の給与支給明細画面及びPDF形式により作成された給与支給明細書に受注者が作成した広告を掲載することについて、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者、受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（広告掲載の条件等）

第2条 受注者は、「長野県給与支給明細書広告掲載要綱（以下「要綱」という。）」、「長野県給与支給明細書広告掲載要領（以下「要領」という。）」、「長野県給与支給明細書広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）」、及び「長野県給与支給明細書広告掲載に関する公募型見積合わせ説明書（以下「見積合わせ説明書」という。）」に基づき、給与支給明細書に掲載する広告を作成するものとする。

2 発注者は、前項に基づき受注者が作成した広告を、システム内の給与支給明細画面及びPDF形式により作成された給与支給明細書に掲載するものとする。

（広告掲載回数）

第3条 広告掲載は、令和2年4月から令和2年9月までの例月給与6回分及び令和2年6月の期末勤勉手当1回分とする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、金 円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

2 契約保証金は 円とし、その納付は免除する。ただし、受注者がこの契約を履行しなかった場合は、受注者は契約保証金に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

（契約金額の支払）

第5条 受注者は、発注者の発行する納入通知書により、契約後最初に広告を掲載した日から起算して30日以内に、第4条に定める契約金額を発注者に支払わなければならない。

（延滞金）

第6条 受注者は、前条に定める納入期限までに契約金額を支払わないときは、納入期限の翌

日から支払った日までの期間について、延滞金を発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の規定による延滞金の額は、県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和 39 年 3 月 30 日条例第 12 号）によるものとする。

（契約の解除等）

第 7 条 発注者は、以下に規定する各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、受注者への催告等を行わずに広告掲載の決定の取消し及び契約の解除、又は広告掲載を一時中止することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 受注者が発注者の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 受注者が社会的信用を損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 受注者の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 受注者が、指定する期日までに契約金を納付しなかったとき。
- (6) 受注者又は広告の内容が、要綱及び要領に抵触する事実が判明したとき。
- (7) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。
- (8) 発注者の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

- 2 前項に掲げる場合のほか、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者はこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

- 3 発注者は、第 1 項及び第 2 項の規定により広告掲載の取消し等をしたときは、受注者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

- 4 第 1 項の規定による広告掲載の取消し等により受注者が損害を受けることがあっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

（広告掲載の取下げの申し出）

第 8 条 受注者は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするとき、又は契約を解除しようとするときは、書面により発注者に申し出なければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による申し出があったときは、直ちに広告掲載の決定を取り消すものとする。

（契約金の返還）

第9条 発注者は、徴収した契約金は返還しないものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由がなく発注者が掲載しなかった場合はこの限りではない。

2 次の各号に掲げる事由により発注者が掲載を一時停止した場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

- (1) 機器等の保守又は工事を行うとき
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生したとき
- (3) その他公益上やむを得ない場合

3 第1項ただし書の場合において返還する金額は、該当掲載期間における給与支給明細書の配信回数に応じて契約金を返還するものとする。なお、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 前項の規定により返還する契約金には利子を付さない。

(損害賠償)

第10条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を発注者に賠償しなければならない。

(広告主の責務)

第11条 受注者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第13条 受注者は、本契約の履行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に対して争いが生じた場合には、長野地方裁判所をその管轄裁判所とする。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に必要な費用は、受注者の負担とする。

(その他)

第16条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年 月 日

発注者 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事 阿部守一 印

受注者 住所

氏名又は名称
及び代表者名

印